

平成28年第11回
志木市農業委員会総会議事録

平成28年10月26日

志木市農業委員会

平成28年第11回志木市農業委員会総会日程

平成28年10月26日（水）午後4時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (3) 報告第22号 秋ヶ瀬運動公園土地購入について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成28年第11回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月26日(水)午後3時51分から午後4時48分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(1人)

1番 矢部 幸雄

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第22号 秋ヶ瀬運動公園土地購入について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 八木 征利

書記 小山 貴行

■、■■■■■。申請農地、上宗岡■丁目■■■■■■■他1筆。面積、合計1,101.26平方メートル。確認委員、志村晃委員でございます。

受付番号28番。受付年月日、平成28年9月26日。申請者、志木市上宗岡■■■■■■■
■、■■■■■。申請農地、上宗岡■丁目■■■■■■■他4筆。面積、合計1,624.87平方メートル。確認委員、志村晃委員でございます。

以上です。

○田中会長

議案第17号受付番号26番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、清水委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、清水委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第17号受付番号26番について、清水和雄委員の説明、報告を求めます。

○10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号26番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■■■、■■■■■■■、■■■■■■■、■■■■■■■については、7ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■の信号手前を右折、770メートル進み、■■■■■■■の交差点を直進、70メートル進んだ左側2筆と右側が申請地となります。申請地■■■■■■■、■■■■■■■、■■■■■、■■■■■■■については、8ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■の交差点を右折、450メートル進み、■■■■■■■の交差点を直進、道なりに230メートル進み、■■■■■■■の交差点を直進、190メートル進んだ左側4筆が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である下宗岡■丁目■■■■■■■他7筆の現地を確認したところ、■■■■■■■、■■■■■■■では、ネギ、大根、大豆等の野菜、果樹が栽培されており、■■■■■■■他5筆では、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報

告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第17号受付番号26番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第17号受付番号26番は、可決されました。

続きまして、議案第17号受付番号27番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、引き続き農業経営を行っている旨の証明です。証明の内容につきましては、先ほど議案第17号受付番号26番で申し上げたとおりです。

申請人及び農地の状況につきましては、志村委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、志村委員よりご説明がございました。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第17号受付番号27番について、志村晃委員の説明、報告を求めます。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号27番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■、■■■については、9ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■のところを左折、道なりに330メートル進み、■■■■■■■■■■■を斜め左に左折、■■■■■、■■■■■■■を左手に見ながら610メートル進み、■■■■■を右折、75メートル進み、■■■■■■■■■■■■■■■のところを左折、道なりに190メートル進み、右折、70メートル進んだ左側2筆が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である上宗岡■丁目■■■他1筆の現地を確認したところ、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第17号受付番号27番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第17号受付番号27番は、可決されました。

続きまして、議案第17号受付番号28番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、引き続き農業経営を行っている旨の証明です。証明の内容につきましては、先ほど議案第17号受付番号26番で申し上げたとおりです。

申請人及び農地の状況につきましては、志村委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、志村委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第17号受付番号28番について、志村晃委員の説明、報告を求めます。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号28番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、10ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■の交差点を左折、1キロメートル進み、■■■■■■の交差点を右折、120メートル進み、

■■■■■のところを右折、38メートル進んだ左側4筆と右側1筆が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である上宗岡■丁目■■■■■他4筆の現地を確認したところ、■■■■■では、白菜、大根等の野菜が栽培されており、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■では、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、■■■■■の一部では、キャベツ、里芋等の野菜も栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第17号受付番号28番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第17号受付番号28番は、可決されました。

日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第20号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第21号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

(各委員から現地の状況について報告)

○田中会長

ただいまの報告第20号・21号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
続きまして、

(3) 報告第22号『秋ヶ瀬運動公園土地購入について』

事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

報告第22号『秋ヶ瀬運動公園土地購入について』ご説明申し上げます。資料5ページをお開きください。

本報告案件は、生涯学習課より報告があったものでございまして、平成28年度秋ヶ瀬運動公園土地取得事業により、8月1日付で志木市が農地、その他土地を取得したものでございます。詳細は、6ページをご確認いただければと存じますが、本事業により取得した土地は、14筆、合計面積10,962.56平方メートル、内取得農地は、志木市大字宗岡字菖蒲沼■■■■番■他11筆、合計面積9,905.56平方メートルでございます。

以上です。

○田中会長

ただいまの報告第22号について、質問等がございましたらお願いいたします。
小山武英委員。

○7番 小山委員

ここは、現在、グラウンドとして使われているところですね。

○事務局 小山主事

ご指摘のとおり、秋ヶ瀬運動公園土地取得事業により購入された全ての土地につきまして、現在、グラウンドとして使用しているところとございまして、購入前は賃借していたものでございます。また、生涯学習課からの説明では、秋ヶ瀬運動公園土地取得事業は、来年度が最終年度であり、それをもって全てのグラウンドが志木市の所有となるということです。

○田中会長

小山武英委員、よろしいでしょうか。

○7番 小山委員

はい。

○田中会長

ほかに質疑はございませんか。
鈴木重光委員。

○6番 鈴木委員

グラウンドの拡張等はないということでしょうか。

○事務局 小山主事

拡張等はありません。

○田中会長

鈴木重光委員、よろしいでしょうか。

○6番 鈴木委員

はい。

○田中会長

ほかに質疑はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、11月28日月曜日、午後2時、市役所4階全員協議会室を予定しております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、11月28日月曜日、午後2時、市役所4階全員協議会室ということでよろしくお願いたします。

続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 小山主事

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日は、3点、事務連絡がございます。

1点目は、都市計画課より提出されております生産緑地買取りの斡旋についてでございます。お手元に配布させていただいた資料をご覧ください。

生産緑地買取りの斡旋につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、買取り申出が

ございましたが、市では買取ることができなかったことから、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業従事者へ斡旋を行うものでございます。

今回、斡旋を行う生産緑地地区は1カ所でございます。所在、地目、地積、申出人、買取り希望額については、資料に記載されている通りでございます。買取り希望があるか、担当地区の農業従事者にご確認ください。買取り希望の有無を次回の農業委員会総会時にお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、都市計画審議委員の推薦についてでございます。

都市計画審議委員の任期満了に伴いまして、志木市長より平成28年10月20日付志都第235号にて、志木市都市計画審議会委員1名の推薦依頼がありました。任期は、平成30年10月31日までとなっております。現在、田中会長に努めていただいております。つきましては、農林漁業の分野に精通した委員として農業委員会より推薦いただきたいとのことでございますので、ご協議、よろしくお願いいたします。

○田中会長

事務局より都市計画審議委員の推薦について説明がありましたが、どなたかやりたい方がいらっしゃればお願いします。

○4番 山中委員

会長の留任で良いのではないのでしょうか。

○田中会長

留任との意見をいただきましたが、やりたい方、異議のある方はいらっしゃいませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、私がやらさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○事務局 小山主事

ご協議、ありがとうございました。

都市計画審議委員には、田中会長を推薦いたします。

続きまして、3点目は、市民まつり・農産物品評会のスケジュール等についてでございます。お手元に配布させていただいた資料をご覧ください。

11月26日土曜日、市民まつり前日でございますが、8時30分に市民会館、ホール棟と管理棟の間にご集合ください。お車につきましては、市民会館第2駐車場が使用できますので、そちらをご利用ください。駐車場は、8時まで閉鎖されておりますので、8時過ぎに来場いただきますようお願いいたします。26日は、農産物品評会の準備となっております。農産物の受付、陳列作業を行います。9時に各支部長が出品される農産物を持って来場されますので、各担当に分かれまして作業を進めていただきます。各担当につきましては、資料の3ペー

ジをお開きください。受付の番号貼付につきましては志村委員。同じく受付の番号記入につきましては鈴木委員。会場への搬入につきましては矢部委員、山中委員、清水委員、綱島委員。会場内の陳列につきましては金子委員、大島委員、内田委員。不備対応につきましては小山委員、市之瀬委員にそれぞれお願いいたします。各作業につきましては、農協理事、各支部長、事務局職員と協力して進めます。作業の終了は、10時30分頃を予定しております。

続いて、農業委員会で市民まつり当日に販売する野菜、じゃがいも、玉ねぎの袋詰め作業を行いまして、お昼頃になるかと思いますが、前日の作業は終了となります。

翌11月27日日曜日、市民まつり当日につきましては、2ページをお開きください。8時20分に市民会館管理棟の玄関にご集合いただきまして、8時30分より品評会に出品されました農産物に値段をつけていただきます。参考としまして、昨年度の値段表を用意いたしますので、農業委員皆様でご相談の上、作業を行っていただければと思います。開会式終了後、品評会会場と野菜の即売会場とに分かれていただきまして、品評会会場の案内等と野菜の即売を行います。休憩や食事につきましては、適宜、交代で取っていただければと思います。また、委員の中には所属している団体が市民まつりに参加している場合もあるかと思いますが、そちらに行かれる場合は、交代で対応いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後につきましては、品評会会場で出品農産物の販売を行います。矢部委員、鈴木委員には、農協の職員とともに会計をお願いします。その他の委員につきましては、販売した野菜の袋詰め等、販売のお手伝いをお願いいたします。もし、即売会場の方が終了していない場合には、品評会販売会場と即売会場とに分かれまして、行っていただければと思います。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、2日間、ご協力を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○田中会長

市民まつりの担当につきまして、私と事務局とで決めさせていただきました。ご都合等もあろうかと思いますが、ご理解、ご協力いただければと思います。

以上をもちまして、平成28年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成28年11月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番委員 金子 幸一

4 番委員 山中 榮太郎